

経営力再構築伴走支援推進協議会 規約（案）

令和4年6月17日制定

（名称）

第1条 本会の名称は、経営力再構築伴走支援推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 協議会は、中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に迅速・柔軟に対応するため、経営者との対話を重視し、経営課題の解決のみならず、経営課題の設定にも注力する経営力再構築伴走支援（以下「伴走支援」という。）について、全国で幅広く実施していくための体系構築・環境整備を行い、もって中小企業・小規模事業者の自走化による更なる成長や地域社会における持続可能な事業発展を推進することを目的とする。

（基本理念）

第3条 協議会は、構成員の自主性、歴史、固有の理念、事業実態、業務内容及び将来への展望等を踏まえつつ、その多様性と自立性を基本とし、丁寧な意見交換と様々な挑戦を可能にする運営を図ることとする。

（活動内容）

第4条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 伴走支援の全国への普及・展開に関する検討
- 二 伴走支援に係る取組状況・支援事例の共有及び支援ノウハウ等の分析
- 三 伴走支援に係る成果の評価手法に関する分析・検討
- 四 伴走支援に係る支援機関間の連携方策に関する検討
- 五 伴走支援に係る人材育成の促進に関する検討
- 六 伴走支援に係るインセンティブ付与に関する検討
- 七 その他、第2条に規定する目的を達成するために必要な情報・課題の共有・協議等

（構成員）

第5条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 一般社団法人全国信用金庫協会
- 二 一般社団法人全国信用組合中央協会
- 三 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- 四 一般社団法人全国地方銀行協会
- 五 一般社団法人第二地方銀行協会
- 六 一般社団法人中小企業診断協会
- 七 株式会社商工組合中央金庫
- 八 株式会社日本政策金融公庫
- 九 全国商工会連合会
- 十 全国中小企業団体中央会

- 十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 十二 日本公認会計士協会
- 十三 日本商工会議所
- 一四 日本税理士会連合会

(協議会の招集)

第6条 協議会の招集は、事務局が行う。

- 2 協議会は、原則として半年に1回以上開催する。

(実務者会議)

第7条 協議会は、第4条に規定する活動を行うに当たり、必要があると認めるときは、協議会の下に、実務者会議を設置することができる。

- 2 前項の規定により設置された実務者会議は、第5条の構成員から中小企業・小規模事業者支援に関する知見・実務経験等を有する者を選出し、組織するものとする。

- 3 同条第1項の規定により設置された実務者会議は、第4条に規定する活動の推進・検討を行うものとし、その内容について、事務局がとりまとめた上で協議会に報告するものとする。

- 4 実務者会議は、前項の報告について、協議会の承認を受けるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、中小企業庁経営支援部経営支援課経営力再構築伴走支援推進室が行う。

(情報の保護)

第9条 協議会及び実務者会議の活動を通じて知り得た営業秘密・個人情報、本会の活動と無関係な目的外利用や第三者への譲渡を行ってはならない。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、第5条に規定する全ての構成員の承認を経て別に定めるものとする。

附則

本規約は、令和4年6月17日から施行する。